

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成25年3月21日（木）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 坂本委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成25年3月21日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 審議案件

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 教委第68号議案 | 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について |
| 教委第69号議案 | 横浜市教育委員会調査統計事務取扱規則の一部改正について |
| 教委第70号議案 | 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について |
| 教委第71号議案 | 学校運営協議会を設置する学校の指定について |
| 教委第72号議案 | 学校運営協議会を設置する学校の再指定について |
| 教委第73号議案 | 学校運営協議会委員の任命について |
| 教委第74号議案 | 学校運営協議会委員の任命について |
| 教委第75号議案 | 教育委員会事務局職員の人事について |

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに会議録の承認ですが、前回平成25年3月14日定例会の会議録は本日の会議録とあわせて次回以降に承認することといたします。

では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

○ 3/15 こども青少年・教育委員会

それでは、一般報告をいたします。まず、市会の関係ですけれども、3月15日にこども青少年・教育委員会常任委員会が開催されまして、平成25年度の横浜市の予算、当局の関係部分について審議がなされました。あわせて報告事項として、居所不明の児童生徒、要するに就学通知は出していますが、学校に来ないといったような子どもや、あるいは途中で何の連絡もなくいなくなってしまう子ども等について、その実態を現在わかる範囲での報告を行っております。

また、昨年12月にいじめ解決一斉キャンペーンというものを全横浜市立の学校で行いまして、その実施結果について報告をいたしました。

それと、野外活動施設として赤城山のふもとにございます、少年自然の家ですが、利用者が激減しているといったこともございまして、その見直しについての一定の方向性のご報告を申し上げたところでございます。

2 市教委関係

3 その他

教育委員会の中で、あるいは教育委員会に関連して行った会議等については特段の間はございませんでした。以上でございます。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。それではなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず会議の非公開についてお諮りします。教委第73号議案、教委第74号議案「学校運営協議会委員の任命について」、それから教委第75号議案「教育委員会事務局職員の人事について」は人事案件のため非公開としてよろしいでしょうか。

それでは、教委第73号議案、教委第74号議案及び教委第75号議案は非公開といたします。

審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長 はい。3月13日、神奈川県教育運動連絡センターから横浜市教育委員会の施策に関する請願書が提出されました。この請願書につきましては、事務局で調整の

上、次回以降にお諮りしたいと思います。

また、3月18日、個人1名から教職員の勤務条件に関する請願書が提出されました。この請願書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき事務局で調整し、回答させていただきます。

次回の教育委員会臨時会は4月1日月曜日午前9時から開催する予定です。よろしくお願いたします。以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は4月1日月曜日の午前9時から開催予定です。別途通知しますのでご確認ください。

それでは審議に入ります。教委第68号議案、教委第69号議案、教委第70号議案については、内容が関連する案件であるため、一括して審議を行います。所管課からまとめて説明をお願いします。

小野職員課長

おはようございます。職員課です。よろしくお願いたします。

まず教委第68号議案になります。2ページをお開きください。提案理由です。平成25年度の組織機構改革等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正をいたします。提案をさせていただきます。

9ページをおめくりいただければと思います。新旧対照表がございましてこちらで説明をさせていただきます。

表の左側になりますけれども、こちらが現行、それから右側が改正案という形になります。表をご覧くださいいただければと思います。一番上、教育政策推進室と書かれております。ここはこれまで教育長直轄ということで総務部に入っておりますでしたが、改正案では総務部に編入するということで、右側の総務課の下のところに入るという形になります。

それから、指導部、そのすぐ下になります。指導部指導企画課の指導係、係が1つでしたが、右側の改正案では調整係ということで、これは新設で置きます。

それから1つ飛びまして、その下になりますけれども、学校支援・地域連携課、これは同じく新設ということになります。係についてですが、左側の一番下、東部学校教育事務所の欄があります。これまで東部学校教育事務所に学事支援課を置いておりましたけれども、これを学事支援係、それから、就学係をこちらに持ってきております。それから、生涯学習係の一部に地域連携の業務をこちらに移しているという内容になります。

10ページをお開きください。事務分掌の部分になりますけれども、2つほど説明をさせていただきます。

総務課庶務係の(5)番ですけれども、広報及び広聴に関すること、これを所管をしておりましたけれども、右側では(5)番のところ、広報は削除ということになっておまして、10ページの一番下、教育政策推進課のところ、11ページにまたがりまして、業務といたしまして(2)の広報に関することがこちらに入るということになります。それから、その下、職員課職員係の(6)教育統計に関することが所管をしておりましたけれども、これにつきましても教育政策推進課のほうに(3)番に移ると、このような流れで、この後19ページまで同様の所管替え等の記載が出ております。このために規則を改正するということになりますので、よろしくお願いたします。

次に教委第69号議案になります。2ページをお開きいただければと思います。これにつきましても、機構改革に伴いまして、横浜市教育委員会調査統計事務取扱規則の一部を改正するというので提案をさせていただきます。

5ページをお開きいただければと思います。同じく対照表になっております。

左側が現行、それから右側が改正案という形になっております。これも先ほど申しましたように、機構改革に伴うものですが、この調査統計事務につきましては、事務分掌規則とは別に取扱規則を設置をしている関係で、改正が必要になるということでございます。3条に「調査統計事務は、特定のものを除き、職員課が主管する」となっておりますが、今回先ほども申しましたように、教育政策推進課に移りますので、名称が変わってくるということで、その下2つほど同じような形を変更をさせていただくというものでございます。

次、教委第70号議案になります。これにつきまして、2ページをご覧ください。これも提案理由、これも同じく改正に伴うものでございまして、教育委員会事務局等の専決規程の一部を改正するというものです。

5ページをお開きいただければと思います。これにつきましては、左側現行、それから、右が改正案ということで、(6)番の事務局の部長というところで、事務局部長、学校教育事務所長及び教育政策推進室長という名称がこちらに入っておりますけれども、これが改正案では、(6)の部分、教育政策推進室長が削除されているということで、改正をお願いするものでございます。

以上3点、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

あちこちに出てくるのですが、教育政策推進室が教育政策推進課になったというのが入っていましたよね。9ページですね。これは何となく室というものの方がお仕事がしやすいと思います。この表だけ見ると、こういう言葉はあんまりよくないのですが、格下げなんですよ。教育長直轄から部に入って、なおかつ上に総務課があるというのは、私も役所経験がありますけど、そういうところへ持っていかれると、ちょっと「ああ、大変だな」と「直轄のほうがいいな」という感じがします。どうして、こんな大事な部署をこういうふうにしたのかということと、それから、もう一つはその結果、広報とかその他のルーティンの仕事が入ってきてるんですよ。政策推進室というのは直轄ですから今まではおそらく企画の仕事だけだったと思うんです。しかし、何かあちこち見ると、ルーティンが入ってきているので、何となくこの大切ところが、普通の課になっちゃうのかなという感じがするんですけど、そこを教えてください。

小野職員課長

先ほども申しましたように、教育長直轄ということで、これまでは部長がおりませんでした。かなり教育長はお忙しいという部分もあり、そういう意味では課に入れて、今回新たに教育政策推進等担当部長という部長をつけております。ですから、そういう意味では、格下げということではなくて、より実践的なものになるだろうということっております。

坂本委員

私が言うのは、中央からの距離が遠くなればなるほど仕事は影響しにくいんですよ。部長さんがいることはいいんですけど、部長さんがいるがために一段階経過しないと上へ行けないというのがあって、その辺については議論がなかったのでしょうか。特に教育政策推進室の方たちがどういうふうにお感じになったんだろうかと。良かったとお思いになってるのか、組織としてはいいけど、仕事としては前のほうが良いとお思いになっているのか。私がもし室長だったら、絶対前のほうがいいですね。部長がおられなくても、事実上、自分の意見が直接教育長に言えるわけですから。部長級になったのではないのでしょうか。

小野職員課長 部長はついていきます。

坂本委員 ついているけど、課には課長もいるのでしょうか。

小野職員課長 そうです。

坂本委員 ですので、組織論として私はこれを重要視したというのは、ちょっと解せない気がしますけどね。

今田委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

伊藤総務部長 今後、審議のほうで総合計画の見直しを進めていき、あわせて、教育委員会としても、教育基本計画を見直していかなくてはいけないだろうという目標があり、やはり推進体制は強固にしていこうという中で、現在、教育長がおりまして、それに課長、室長という中におられますけれども、全市的な調整など、あるいは学校の調整も含めまして、部長の出る場面も相当多くなってきましたし、特に関係局との調整も含めて、部長を設置して、その中で一体化した政策の推進を進めていこうというねらいがあります。逆にそういう意味では、やはり部長が積極的にその組織をマネジメントしながら、教育長と連携しながら、計画をつくっていくという体制を考えて今回つくっております。

坂本委員 そうですか。私の経験した官庁と違うのかもしれませんが、特にこういう政策の仕事では上が少なければ少ないほど仕事はしやすいですよ。一方でルーティンはちゃんと上がないと困ります。おそらく本来なら室長を部長級の室長にすれば一番いいのではないのでしょうか。だけど、それは定員か何かの関係でできなかったのかもしれませんが、ここまで来ていることについて、別にこれ以上申しませんが、何かそのような説明は、私は組織論として納得できないかなと。

伊藤総務部長 委員のおっしゃるとおり、事実上の担当部長が室長の位置づけになりますので、この部長が全面的にマネジメントをしていくということに変わりございませんので、そういう体制でやっていきたいと思っています。

坂本委員 それはどういうことですか。

伊藤総務部長 部長が事実上この推進室の室長といいますか、この推進室のトップになるわけですから、推進室長が部長であるのと同じような形の権限で、あるいはその計画を仕切る職制になります。そういう意味では、学校長も含め対外的な調整などが増えてきますので、そういう中では、むしろより強固な姿勢になるのではないかと、思っております。

坂本委員 分かりました。もうここまで進んでいることですから、これ以上申し上げません。

今田委員長 この表現の中で、いや、ちょっと私も、総務部の下に何も書いてないけども、ここに担当部長ができるわけでしょう。そこは、書いてあるほうが少しよく見えるんじゃないの。それがその政策推進課の直接の上司みたいな位置づけになるん

でしょう。それは書くことは、規定の表現方法としてまずいわけですか。

伊藤総務部長

一つの約束事として、事務分掌はそれぞれラインの部でつくっておりますけれども、実質的な決裁権などを含めまして、例えば、担当部長がスタッフとしての担当部長、あるいはそれはここに書いてごさいませんが、その部長が決裁権限などを実際持っておりますので、それはこの事務分掌規則以外の専決規程などの中で示されていくということになります。

今田委員長

多少、私もこの経緯を知っているものでして、先生がかなり核心をついたお話をされているので、素朴な疑問を少し和らげてもらうためにも少しお話しさせていただきたいと思います。本当はこの総務部の下に担当部長ができるということがあることによって、その部分においては、先生の思われる部分は少し解消される部分ではあるんだろうと。ごめんなさい、どうぞ。

山田教育長

この教育政策推進室、名前は少しずつ時代によって違いますけれども、いわゆる企画も政策もやっている部門でして、その時々によって、教育長の直轄にしたり、あるいは、ラインの中に入ったりしています。ただ、ラインの中に入れても、事実上の室長を兼ねて、いわゆるスタッフ職の部長がついております。今はその間に部長がいなくて、直接私とやりとりをしておりますけれども、事実上、このスタッフ職だけで、いろんな知恵とか、提案が出てくるわけではなくて、例えば、木曜会を開催して、一つの問題提起や議論を吹っかける役割をして、そこに主だった部長とか課長とかが、市会ではいろんな調整がありますけれども、時期によってはかなり頻繁にいろんなことを議論して、ここがいわゆる企画の発信源になって機能しているということになります。その機能は変わらないんですね。

また、約束事として、事務分掌規則という意味で、ここにはスタッフ職は書かないんですね。いわゆるラインのことは書かなくて、スタッフでやってることもすべてラインの中に統合して書く約束事になってるものですから、ここで見える組織と、実際に人が張りついた後の組織と若干景色が違うんですけども、この教育政策推進室について言うと、むしろ体制は恐らく充実して、今まで以上にスタッフとか、機能とかが充実していくものだと思います。

先ほどここに統計だとか、広報だとかというルーティンの仕事についても言われましたけれども、例えば、教育意識調査とか、いろんな教育に関する統計業務みたいなものというのは、従前はこちらの職員課が担当していましたが、本来であれば、その情報とか、データを企画部門で持って、それを活用して、いろんな政策に生かしていったほうが、良いのではないかと思います。前回の機構改革のときに、いろいろ定数の関係とか、枠の関係とかといったこともあって、職員課に、便宜的といいますか、一応移してたんですけども、本来の業務でいうと、情報を政策のほうで持って、それを政策に生かしていくほうが恐らく組織の効果的な運用だとか、効率性は上がるんだというふうには考えております。いろいろ捉え方はあるでしょうが、いかがでしょう。

坂本委員

いや、もうこれ以上議論いたしません。ありがとうございました。

今田委員長

今も教育長から話がありましたが、私もこの役所の組織のこの表現の仕方で、スタッフ的なものを書かないという中で、実態と違う感じのことで、遠い過去のことですけども、多少私もそういうことに関わっていたのですが、何でそういうふうにするのかなというのが、やはりよく見えておりませんでした。そこを何か

脚注にするならするで、もう少しここはこういうものができるよとってやると、良いのではないかと思っていますけどね。

小野職員課長 組織体制図なんかでやるとすごくわかりやすいんですけど、それだけ見てしまうと、捉えるのが難しくなってしまいます。

今田委員長 説明してもらうとより分かりやすいのですが、これは規則の中ではこういう約束事でこうですよというふうに入れると、今おっしゃったような疑問は全部が氷解しないでも、結論としてしないかも分からないですけど、分かりやすくなる部分もあると思います。
それでは、いろいろ議論が出ましたけども、そういうことでご了解をいただくということではよろしいでしょうか。

間野委員 すみません、いいですか。東部学校教育事務所にありました、学事支援課を指導部に移すということで、一つの教育事務所に、あえて置いていたというところは、おそらく方面別事務所の機能をそれだけ重要視してたということだと思うんですが、これによって、方面別教育事務所の権限が縮小していくことになると思います。そのあたりはどのようにお考えなんですか。

小野職員課長 東部事務所に学事支援課を置いていたというのは、もともと分権をしたときに、本来は各事務所、4事務所ありますので、4方面に散らばせようという、もともとの考え方があったんですが、それがなかなか一挙にできなかったこともあって、東部のほうに集約して置いたという経緯がございました。
それで、今回はそれを4事務所同じような形にしようということで、センター機能であるルーティンの新設の課として置いて、それ以外の学事支援の関係について、各事務所、4事務所のほうに人員も含めて業務をお渡ししているということですので、権限が弱くなるとか、業務が少なくなるということとはございません。

間野委員 はい、わかりました。

今田委員長 よろしいですか。どうぞ。

中里委員 教育統計が移動しますけれども、校務システムの電算化が本格的に作動すると思うんですが、それとの一元化というのはないわけでしょうか。

山田教育長 少しご説明しましょうか。まず先ほどの間野先生のお話の東部事務所については、本来であれば、学校の経理事務ですから、事務所に分けたかったのですね。ところが非常に効率性が悪くなるという可能性もあったし、坂本先生が言われたように、組織の定数上の問題もあったりして、東部事務所に一括して設置しました。経理ですから、みんなやるのが同じなので、それを分けることは、人が増えるし、スペースもお金もかかるので、とりあえず、事務所の体制が整うまでは、集中管理をしましょうということでした。ただ、分権という思想が反映しなくてはいけないので、とりあえず筆頭の事務所である東部に置きましょうという形で整理をしたんです。

3年間である程度事務所が落ちついてきて、学事支援みたいなものも含めて、少しずつ事務所に置いていけるということになったので、いわゆる集中して管理

している部分が効率的であるところは、関内に置いておきましょうと、ただ、それ以外で、事務所がそれぞれの学校との関係で整備できる分については、人も含めて今回移譲しましょうという形でやったので、東部事務所からはセンター機能を外して指導部の中に入れました。ただ、基本的に分権という思想はずっとありますから、それは事務所がいろんな成熟の度合いに応じて順次移していけばいいと思います。ただ、どうしても非効率な部分というのは出てきますから、その部分はどうしても置いておいたほうがいいだろうというふうには思います。これが一つです。

それと、調査統計についてですが、校務システムというのは、基本的には子どもの成績処理ですとか、あるいは出欠の問題ですとか、そういったことを中心にやっているんですね。教育統計そのものは、先ほど少し言いましたように、教育意識調査みたいなもので、保護者の方とか市民の方が何を望んでいるとか、あるいは、実際に子どもの動きみたいなもの、そういったものですから、基本的に校務システムと直接はリンクさせても余り意味がないという気がします。むしろさせることによって、個人情報の部分に変にリンクしちゃうんで、それは分けたシステムにしておいたほうがいいだろうというふうには思っています。

今田委員長 よろしいですか。ほかにありますか。よろしゅうございますか。
それでは、本件については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは原案のとおり承認します。次に教委第71号議案、教委第72号議案について、これも内容が関連するため、一括で審議をお願いします。所管課からまとめて説明をお願いします。

入内嶋指導部長 指導部長入内嶋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、教委第71号、教委第72号議案は関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。
教委第71号議案のほうは、学校運営協議会の新規指定、教委第72号議案のほうは学校運営協議会設置の再指定についてでございます。お手元の資料のほうで、まず71号議案のクリップがあるかと思いますが、議案と1枚プリントの2つになります。担当している課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

今辻指導企画課長 指導企画課長の今辻でございます。それでは説明をさせていただきます。よろしくお願いい申し上げます。

まず、教委第71号議案の1ページをご覧ください。学校運営協議会の新規指定を申請している学校についてご審議をお願い申し上げます。

1枚めくっていただいて、2ページをご覧ください。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、松本中学校ほか10校を学校運営協議会を設置する学校として指定したいので、ご提案申し上げます。

右側3ページをご覧ください。新規指定校はご覧のとおり、小学校7校、中学校4校の合計11校となっております。

1番の松本中、三ツ沢小、南神大寺小学校は合同申請ですので、9協議会の申請となります。指定日は2番にありますとおり、平成25年4月1日で、平成28年3月31日までの指定となります。一つずつ丁寧に説明をしていくと、時間がか

かりますので、各協議会のねらい等を簡潔にまとめた別資料にて、ご説明をさせていただきます。1枚ものの添付の資料をご覧ください。

3番でございます。各学校から提出されたもので、申請概要をご説明いたします。

まず1番、松本中、三ツ沢小、南神大寺小です。議案書ですと4ページから7ページに相当いたします。ねらいでございます。小中一貫教育推進ブロックは三ツ沢小学校、南神大寺小学校、松本中学校の3校で構成。これまで学校ごとに設置されていた「まち懇」を発展的に解消させ、新たに一本化して設置をした。それぞれの学校の特色や強みを大切にしながらも、中学校区の保護者や地域住民が「9年間で子どもを育てる」という視点で学校運営に参画することにより、それぞれの学校運営にも変革が生まれるものと期待する。

委員構成は右にございますとおり、15名となっております。

続いて、西寺尾小学校でございます。議案書では、8ページから12ページが該当いたします。温かい地域の教育力を生かした学校運営を展開していく上で、学校と地域をつなぐ役割を担い、学校運営に直接参画できる組織が必要であると考え、現在の「まち懇」の機能を生かして、「学校運営協議会」への移行を図りたい。学校運営協議会を学校運営改善に資する協議機関として位置づけ、教育活動のより一層の充実を図り、信頼され、魅力・活力あふれる学校づくりにつなげたい。15名の委員構成となっております。

続いて、本牧南小学校でございます。議案書ですと、13ページから15ページとなっております。24年度から地域コーディネーターを中心とした学校支援運営委員会を発足させ、地域の教育力を学習支援から活用する体制を整えつつある。さらに学校と地域をつなぐ役割を担いながら、学校運営に参画できる組織も必要である。中学校3年間も加えた9年間の見通しを持つのが理想の学校運営と考えるので、共通の思いを地域とともに深め、信頼される安心安全な学校づくりにつなげたい。

裏をご覧ください。南小学校でございます。議案書は14ページから16ページでございます。学校やPTAが抱える課題解決に向け客観的に協議し、諮問する場が必要である。何より、教職員が変わっても子どもたちがよりよい教育を受けられるよう、学校や教育委員会事務局に働きかける会の設置が必要。これをねらいとして、本校に学校運営協議会を設置し、これまで以上に学校運営に連携に参画し、学校運営の改善に資する会を位置づけ、活性化させたい。委員は15名の組織となっております。

相武山小学校でございます。17ページから19ページでございます。子どもたちを地域という大きなくくりで生活する中で豊かに育てる。学校が家庭・地域を高め、家庭・地域が学校を高める双方向の信頼関係をつくる。22年度に学校地域コーディネーターを中心にボランティアネットワークを設置し、地域との連携が進んでいる。外部の客観的な意見を聞くことによって、本校の実態に応じながら、望ましい方向へ学校運営の改善を進めていく。こちらも15名の構成となっております。

岩井原中学校です。議案書は20ページから22ページでございます。保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、生徒の健全育成に取り組むことを目的とする学校運営協議会を設置し、学校の課題や改善についての話し合いの場や、学校支援体制づくりを実践・推進することのできる場面としたい。さらには、学校評価の検証・確認、そして発展の場ととらえて、よりよい学校づくりのスキルアップができる協議会としていきたい。こちらのほうは15名の組織となっております。

続いて、並木中央小学校でございます。23ページから26ページでございます。平成18年に本市で最初の再編統合校として開校。これまで、学校評議員・地域・PTA組織等と連携を深め、成果をあげてきた。開校7年目を迎え、並木のまちの方々と教職員が一丸となって築いてきた教育内容・教育実践をより強固なものにしていくために学校運営協議会を設置し、まちの方々の参画の上、十分な検討を行う中でよりよい教育を推進し、学校運営改善に一層取り組んでいきたい。12名の組織となっております。

あかね台中学校でございます。17ページから30ページです。開校2年目。開校初年度より文部科学省のコミュニティ・スクール推進事業の委託校の指定を受け2年間にわたり設置に向けた諸問題等を検討して、学校運営協議会を学校運営改善に資する協議機関として位置づけ、学校・PTA・地域コミュニティが連携・協働することを通して、教育活動のより一層の充実を図る。保護者、地域のより一層の理解を深め、開かれた信頼される学校づくりにつなげたい。12名の組織となっております。

最後は、谷本中です。31から33ページでございます。地域の教育力を生かし、学校と地域をつなぐ役割を担い、学校運営に直接参画できる組織が必要。「谷本中学校の教育を支える会」が平成14年に支援団体として組織されたが、教育活動の質的向上の支援という視点では課題がある。そこで、学校運営協議会を学校運営改善に資する協議機関として位置づけ、学校、PTA、地域が連携協働することを通して、教育活動のより一層の充実を図っていく。13名の組織となっております。

以上がねらいの概要でございます。

ほかの項目は相武山小学校の申請書をもとに、内容をご説明したいと思えます。議案書の17ページをご覧ください。

17ページでございます。まず、3番の設置申請までの経過でございますが、どの学校も実情に応じて昨年より具体的な検討を進め、地域や保護者に説明し、理解を得てこの年度末の申請に至っております。

1枚おめくりください。右側の19ページをご覧ください。協議会の会則案でございます。ほかの学校もほぼ同様の内容となっております。

1ページ戻って、左側の18ページをご覧ください。組織図でございますが、これもどの学校も学校運営協議会と学校、校長、教育委員会の関係を押さえたものとなっております。この相武山小学校のように、協議会内に専門委員会を位置づけ、課題別の協議を行って、下部組織の専門部会や関連組織と連携をして学校運営を補佐していく組織としている学校が多いようです。

29ページをご覧ください。あかね台中の組織図でございます。このあかね台中学校でございますけれども、協議会内に専門委員会は位置づけしないで、文部科学省の事業をもとにした学校支援地域本部と連携した学校運営を補佐している形を計画しております。

簡単でございますが、以上でございます。なお、今回の新規指定校、ご承認いただけますと、今年は18校の設置となりまして、累計で98校、82協議会となりまして、今年度の教育委員会運営方針に位置づけた目標の95校を3校上回って目標達成できることとなります。なお、振興基本計画では、26年度末までに120校の設置を目指すこととなっております。以上でございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。ご質問がありましたらどうぞ。

入内嶋指導部長	再指定はいかがでしょうか。
今田委員長	一回切ったほうがいいですね。申しわけないですが。
中里委員	最初の説明のときに、私の聞き間違いだったのかもしれないんですが、3ページの説明されたときに、1番から7番まで小学校、8、9は中学校と伺った記憶があるんですが、1番も、それから6番も中学校がありますよね。3ページです。
今辻指導企画課長	小学校7校、中学校4校というふうにご説明をいたしました。
中里委員	そうですか。わかりました。私の聞き間違いでした。それでは感想を述べさせていただきます。当初のときには、やはり「まち懇」と混在化している雰囲気がありまして、区別がつかない雰囲気もあったのですが、昨今はもうはっきりと学校運営協議会と位置づけられています。事務局のアドバイスも、ご指導もあったのではないかと察せられます。非常にねらいが明確になってきたなという印象を私は個人的に受けました。
今田委員長	どうぞ。
間野委員	中学校に関してなんですけれども、文部科学省では、1995年から中学校区に最低1カ所多種目多世代多機能で自主自立の総合型地域スポーツクラブを設置するという事業をやっているんですね。実際、学校の部活動のほうでも外部講師を必要としたり、より専門的な指導者を必要とする中で、学校運営協議会は地域の中に総合型地域スポーツクラブがある場合には、そこと連携していくとか、あるいはない場合には、そういうものを形成していく機能を持つとか、もちろん基本的には学校の判断にあると思います。そういう情報とか、国がやってる施策だとか、あるいはそういったスポーツを活用するってアイデアがまだ余り伝わってないんじゃないかなという気がしますので、要は学校主体で、学校が判断すればいいんですけれども、そういった情報をぜひ方面別事務所なり、中学校に伝えるような工夫をお願いしたいと思います。以上です。
今田委員長	ほかにありますか。どうぞ。
奥山委員	委員の構成のところはそれぞれの学校運営協議会によって構成もかなり変わってきているというふうには思うんですけども、これ、最大15名ということで、なるべく多くの関係者がかかわっていただけたらいいなと思います。7番、8番、9番あたりは人数を絞っているというところもあります。また、地域住民が3名ぐらいということで、このあたり、この委員に入らなくても、いわゆる一緒にやっている地域本部等に充実した人制があるのでいいということなのか、このあたりについて、どんな様子なのかということをちょっと教えていただけますでしょうか。
今辻指導企画課長	やはり地域のいろいろな実情に合わせてつくっていらっしゃると思いますので、地域住民を多く入れる、例えば6番の岩井原中学校とかは、8名を入れたということ

で、地域の力をいっぱい借りたいという学校だと見受けられます。それから、あかね台中学校ですけれども、まだ初めてということで、12名に絞って、これから地域の広くバランスを取りながら、増やしていきたいというふうに考えている学校もありまして、それぞれ実態に応じて、一番適切な構成で考えているものと思われま。以上でございます。

奥山委員

はい、ありがとうございます。多様な主体者が入っていく。そして、学校の改善につなげていくということは非常に大事なことだと思いますので、15名という人数というのは、フルに活用して進めていただきたいなというふうに思います。これは初年度の1回目の認定ということですから、そういった意味では、ここに参画する人たちをぜひフル活用していただけたらいいのではないかなというふうに思いました。よろしくお願いいたします。

今田委員長

どうぞ。

中里委員

16ページの会議の開催回数なんですけれども、年に4回以上とか、3回以上とかありますけれども、いろいろ学校評価の場も含めて、授業参観の機会等も含めて、年4回以上というのが多くなってきているなと感じたんですが、南小学校については、年に2回という設定になっております、2回以上なんですけれども、これは何かわけがあるのでしょうか。

今辻指導企画
課長

これは一応2回以上ということで、実際に専門委員会をもっと開催をしまして、全体では、必ず2回以上の設定になっているということでございます。

中里委員

実際は多くあるわけですね。はい、わかりました。

今田委員長

私も一つだけ。29ページのあかね台中学校のところで、運営協議会、この図だけ見ると、学校支援地域本部というのと、このあかね台中学校の学校運営協議会、この連携みたいなものは28ページのところに説明は書いてあるんですけども、何か、普通この運営協議会がメインになっていて、その下に支援する部隊がいろいろあるみたいだけど、ここは対等みたいな感じに見えなくもないんですけども、そういうことなのか、たまたま図がこうなってるだけということなのか、そのあたりはどうでしょうか。素朴にこの運営協議会の下部組織という感じであるのかなと思うんですけども、その辺りの説明をお願いします。

今辻指導企画
課長

ほかの学校がいろいろ関連している組織を下部組織にしておりますけども、ここはコミュニティ・スクールの委託の研究の中で学校支援地域本部というのをつくりましたので、同じような扱いで、ここに位置づけているものと考えられます。ほかの地域と同じような位置づけではないのかなと思っております。

入内嶋指導部
長

一応、下部組織というような形で実際に部活動とか、教育、地域連携、小学校連携という、様々な部に分かれておりますので、他の学校と同じように、ここがいろんな学校とのかかわりの中で機能していきますけれど、実際的には、運営協議会が一応上部というか、全体のものを統括していくということだろうかと思います。

今田委員長

そうですか。どこが決定機関かというのが、わかりやすくしておいたほうがいい

いかなと思っております。文章でそういうふう書いてあるから、それで間違いがなければよいのですが。

ほかにございますか。

坂本委員

ご質問ですけど、そうすると、学校運営協議会規則のもとに、運営される学校運営協議会というのは、例えば、今の例だと、学校支援地域本部というのは、カバーされるんですか、されないのですか。学校運営協議会の規則のもとに、学校運営協議会というのは運営されるんですけども、例えば、29ページに今田委員長が例に出された学校支援地域本部というのがありますね。これは、学校運営協議会なんですか。それとも、協議会の外の組織なんですか。下部というと、一つの組織の命令系統がもう全部行き届くのを普通下部というんですけど、これはそうじゃなくて、外の組織ですよ。ほかのところも全部。前のときもちょっと確認したことがあるんですが。

入内嶋指導部長

そうでございます。

坂本委員

ですから、下部組織ではないわけですね。

入内嶋指導部長

そうですね。扱いは下部組織ということではないですが、関係上で言うとそうなります。

坂本委員

関係上ですね。皆さんと一緒にやるけど、どちらかと言うと、こちらが基本となるということで、運営協議会というのは、上だけを言うんですね。

入内嶋指導部長

そうでございます。はい。

今田委員長

よろしゅうございますか。それでは、ご意見等がなければ、次、教委第72号議案の説明をお願いします。

今辻指導企画課長

それでは、教委第72号議案よろしくお願ひ申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。学校運営協議会を設置する学校の再指定についてご審議をお願い申し上げます。

1 枚おめくりください。2 ページ、3 ページをご覧ください。提案理由は、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に基づいて、平成22年度に指定を受けた井土ヶ谷小学校ほか15校は設置後3年を経過するので、再指定をしたいためです。なお、5番の根岸小学校、根岸中学校と、8番の青葉台小学校、榎が丘小学校、青葉台中学校は引き続き小中一貫教育推進ブロックでの合同設置となります。

2番、指定日でございますけれども、25年4月1日で28年3月31日までの指定となります。これも13協議会すべてを丁寧にご説明すると時間がかかりますので、項目ごとにまとめてご説明をしたいと思います。

引き続き4ページをご覧ください。左側でございます。2番の設置のねらいでございます。井土ヶ谷小学校のねらいがここにございますけれども、これと同様、ほかの設置校も共通のキーワードとして、保護者や地域住民による学校運営の参画、それから一体となった運営改善、課題解決、教育活動の充実、児童生徒の健

全育成などが掲げられていまして、学校や地域の実態に応じた記述がなされております。

右側、5ページでございます。3番でございます。これまでの成果と課題はA4の1枚にまとめたまた別資料がございますので、それを今お開きいただければと思います。

成果として挙げられたものの傾向といたしましては、2点ございます。まず1点目でございますけれども、3年間でこれまでの「まち懇」、まちと共に歩む学校づくり懇話会との違いを協議会委員の方々が理解をして、学校運営の参画意識が高まり、学校運営上の具体的な課題や改善点を検討したり、率直な提言がなされたりしたことです。

2点目は、地域や保護者を活用したボランティア活動が充実したり、教職員の意識が変わってきたりしたことで、教育活動や授業の質の向上が見られたことなどが挙げられます。

全体的な課題の傾向といたしましては4点ございます。1点目は設置後3年を経て、マンネリ化をしている懸念があること。それから、2つ目は協議会からの意見に対する実践への反映のさせ方や対応の難しさがあること。3点目は協議会委員の引き継ぎ。4点目としては、協議会開催の日程調整の困難さなどを挙げる傾向が見られました。

今後の取組方針についての概要でございます。傾向でございます。これまで築き上げてきた関係や取組を継続しつつ、さらに学校運営への参画促進や連携強化を進めて、保護者や地域住民と学校が一体となった学校運営の改善や児童生徒の健全育成を目指していくということになってます。

また、具体的な手だてとしては、学校地域コーディネーターの活用とか、学校評価との連動とか、児童生徒の意見・要望の反映などが挙げられています。

続いて、議案書にお戻りいただきたいと思っております。7ページをご覧ください。ここに井土ヶ谷小学校の運営協議会の会則がございます。このとおり、どの協議会もほぼ同様の記載状況となっております。

続いて左側6ページをご覧ください。ここに運営組織図がございますけれども、傾向としてこれまでの取り組みを継続しつつ、学校運営協議会を取り巻く支援組織との関連を整理して、図にあらわしたものを作成している傾向がございます。各学校ごとに運営協議会内の組織や外部の専門部会とのかかわりは、その地域や学校の特色をあらわしたものとなっております。

簡単ではございますが、以上でございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問がございましたら、どうぞ。

坂本委員

先ほどの課題にありましたように、組織のマンネリ化というのが、最大の病気ですよね。これはどの組織も必ず陥る病気なんですけど、継続をしている限りはそういう課題を感じていても、本当は組織の大革新なり、やり方の大革新をしない限り、治らないんですね。そのように考えたときに、このマンネリ化を懸念しているところで、何か打ち破るような、目が覚める施策というのは、考えられているんでしょうか。例えばでいいです。

今辻指導企画課長

私たちがいろいろ事務局から、ガイドブックを出したり、それから、協議会のニュースを出したり、それからあとフォーラムで発表したり、それから、情報交流会ということもやまして、そこでグループディスカッションをしたり、いろ

いろ情報の交流をさせております。その中で、いろいろな情報を得た上で協議会のほうにまたそれを持ち帰っていただいて、また、これからの新しい取組を考えていただいたりをしているところでございます。

入内嶋指導部長

補足でよろしいでしょうか。例えば、こちらの第72号議案の5ページの井土ケ谷小学校です。「今後の取組方針」という4番でございます。その4つ目の黒点でございますが、新たな活動として土曜日の活用というようなことで、今、本市でも土曜日の活用について研究をしてもらっております。それから、文科省のほうでもこの土曜日の活用ということが今話題になりつつあるわけですが、新たな時代の流れの中でこういうものを取り入れることによって、考えることによって、今、先生ご指摘の何かと言いますか、新たなものをもっと前向きに学校とともにやっっていこうというような、こういうような取組を今、課長から申し上げましたけど、いろんなところに発信をしているところでございます。

奥山委員

今、坂本委員からもご指摘があったんですけども、これ、つくるときには、大分やる気満々で始まった協議会もやはり3年たって次の目標というところが課題になってくるのだらうなと思います。それで、このフォーマットの中に「今度の取組方針」というのもあるんですが、この中身を見ると、非常に意識としてやっていきたい、目指していきたいことというのは書いてあるんですが、やはりもう1歩進んで、今、具体的に何をやるかって、行動計画のようなものですね。そういうのを落とし込んで聞いていただくと、具体的に進められるのではないかなと思っております。

それぞれの協議会のほうの今後の取組方針を見ますと、本当に思いや方針を書いているだけのところと、きちんと行動計画まで落とし込んでるところがありましたので、そのあたりも今後お聞きになるときに、少しブレイクダウンしてお聞きいただいたほうが、皆さんのやる気につながる部分もあるのかなというふうに感じました。

それともう一つ質問なんですけど、これは市内500校ぐらいの小中学校がある中で、100近くの運営協議会ができてきたということは、これはこれまでは増やすことを一生懸命やってこられたと思うんですけども、今後、このでき上がった組織をそれぞれどんなふうに活性化していくか、維持していくか、そういったことも考えた場合に、もう少し第2ステップとしてやらなければいけないってことがあるのではないかなというふうに思います。

例えば、4方面でこれだけ、業務も分けてやっていく中では、方面別にこの協議会をうまくサポートしていく体制をつくるのか、そのあたりの何か方針のようなものがあるのか。または、これから新たに考えていかなければいけないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

今辻指導企画課長

今、ご指摘のとおり、やはり4方面の事務所としっかりと連携を図って、もっと足元を見つめるような発信をしたり、取組をしていただくようなことが必要になってくると思いますので、今後やっぱり連携をさらに図って拡大とともに、また中身を充実をさせる取組をしていかなければいけないと思っております。

入内嶋指導部長

よろしいでしょうか。先ほど坂本委員からご質問があったと思います行動計画に関しましては、事務局のほうで、再指定の学校のみならず、新たな指定校に対しても今後サゼスションをしていって、より具体的な質の向上といたしますか、中身がより充実するようにしていきたいと思っております。

それから、方面別は課長から申し上げましたが、現在の段階で、新規に指定されますと、東部が22、西部が18、南部が27、それで北部が31の合計98校と、きょうの新規のこちらのほうに書いてあることもございますので、方面別のところも少し分析的に、区によって多い少ないもあるようでございますので、その辺も少し考えていきたいというふうに思います。

坂本委員

さっき伺ってその後、奥山委員がおっしゃってくださったんですが、まだ、私の申し上げたのは、何をするという新しい事業をやる具体的なことじゃなくて、今までしてなかったこと、これをすればマンネリじゃないということじゃなくて、マンネリ化というのは、体で言えば、もう基本的なもう病気なんですね。だから、何がマンネリ化なのか。どこがマンネリしているのかというのを、私はやはり教育委員会として、幾つもあるわけですから、その共通項をマンネリ化が3年たつとどういうところに起こるのか。例えば、学校側と地域側が仲よくなり過ぎるとか、それから、逆に言うと、何か議論ばかりして何も実らないとか、いろいろあると思うんですね。そこをつかまないと、これから、学校運営協議会を指導していくには、私は根本的な解決にならないと思います。

各運営協議会が努力されるのは、この段階でいいのかもしれませんが。あれをやってみる、これをやってみる。情報交換するとかね。だけど、教育委員会として、私はもっと基本的なところにちゃんとくさびを入れておかないといけないと思います。

それから、もう一つ同じことですが、これも本当に基本的なんですけど、委員の意見に対しての実践の難しさを感じる。意見が出てもできないことを幾ら議論しても仕方がないんですね。これは私は学校運営協議委員会の基本的な悩みだと思います。ですから、その基本的な悩みと基本的な病気をどうやって治すかが、主治医としての教育委員会のやることであって、ちょっと傷をしたとか、ちょっとおなかが痛ってことは、各運営協議会は自分で工夫したらいいと思うんですね。そういうところをもう少し突っ込んでみたらどうでしょうか。

入内嶋指導部長

はい、わかりました。ありがとうございます。

中里委員

私も坂本委員が言われたような、再指定の場合は特に、マンネリ化を防ぐために奥山委員が言われたように、行動計画に落とし込むと、そのマンネリ化が防げるのではないかと思いますので、そういう点では賛成です。

例えば5ページの井土ヶ谷小などは、行動計画はきちんと載っておりますよね。土曜の活用等が書かれております。私もたまたま井土ヶ谷小に3回か4回伺ったわけですが、非常に活発で、ここには載せてはいないのですが、サイエンスとも連携しております、子ども同士の交流、大変、物理的な困難さを乗り越えた交流がありました。

それから、若い教師が多い学校なのですが、非常に若い教師たちのモチベーションが高く、非常に学校が活性化しております。

また、おやじの会も形だけの放課後のおやじの会ではなくて、子どもたちの総合的な学習の発表のときに、おやじの会も子どもに負けじと競って、発表をしていました。非常に活発なので、どんどんそれが深まっていくことを、私もほかの学校も願っております。

1点だけ確認なんですけど、この井土ヶ谷小の文章の中で多分通称を学校の中で「井戸小」と言っているのではないかと思いますので、それは構わないんです

が、6ページの表で、「井土ヶ谷小学校学校運営協議」とあって、この「会」が抜けていると思うんですね。太枠の中で「会」が抜けているのと、それから、左下のところで、井戸小学校運営協議会パートⅡがありますよね。これが井土ヶ谷小学校なのか、通称名でしているのか、その下がまた井戸小応援隊、井戸小学応援隊になっていて、通称がそうなのかもしれないのですが、正式な書類の場合は、どうなのかなというところがありますので、この学校運営協議会の「会」は、これは入れないと具合が悪いと思いますが、その辺あたり、統一して配慮されているといいと思いました。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

学校運営協議会は極めて重要だというふうに私も思っておりまして、ただ、一方で学校の中での地位とか、あるいは地域における浸透度というのがまだ必ずしも十分ではないのではないかと思います。一つの方策として、式典で、学校運営協議会の会長がきちっとあいさつをすとか、慣例に従って、大抵はPTA会長、来賓でおしまいだと思います。PTAも重要ですけども、学校運営協議会も同等に重要だということで、そんな方法も一つあるのではないかと思います。

もう一つは、今東京都杉並区で始まりました、和田中学校を中心にする学校運動部活動改革ですね。あれは、PTAがスポーツ専門の会社と契約をして、講師を派遣するというをやっています。学校そのものは契約主体にはなれないんですけども、学校運営協議会ってものは、契約主体になれる可能性があるのであれば、別に運動部活動だけじゃなくて、文化部でもいいんですけども、さまざまな活動に対して、もう少し積極的に参画するような、そういう機能を検討してもいいのではないかとというふうに思いました。以上です。

今田委員長

よろしいでしょうか。どうぞ。

入内嶋指導部長

運動とか、文化活動も含めまして、少しその辺もまた発信していきたいと思います。それから、式典等のごあいさつですが、私もある小学校に参りましたらば、副校長先生の来賓の紹介の中に学校運営協議会の会長とか、そういうことも出てきてまいりましたので、今言われたことをまた参考にさせていただいて、話をしていきたいと思います。

今田委員長

じゃあ、私のほうからもちょっと。さっき、課題でマンネリ化が懸念されるということで、いろいろ議論になって、素直に謙虚にそういう気持ちを書かれて、そのことはやっぱりそういう姿勢を持っているということは大事だなと思うんですが。

さて、実際フォーラムの中で、運営協議会の成功事例で運営協議会の会長さんが来てお話されてましたね。あれは、美しが丘中学校の運営協議会だったと思うのですが、会長さんの専門部会の話なんかは、非常に目からうろこという印象を受けました。そういう成功事例をいろいろプロパガンダすることによって、ある意味でマンネリ化から脱却できるのではないのかと思いますね。

それから、この意見に対して、実践の難しさを感じるというのは、もうそれは、多少仕方ない部分はあると思います。それは、運営協議会の皆さん、それぞれ理想を言われる。だから、理想を言われるけども、一編にはできないから、それを少しずつ実行していくという、そういうやはりチャートというものが必要でしょうね。それはあんまり悲観的にならなくて、どうすればいいのかと、そうい

う姿勢で一緒に私ども、知恵が足りませんから貸してくださいというような格好で行くと、やはりそこにまた、新しいものが出てくる。だから、概要の中で、課題なんていうところはもう素直に書いてあってわかりやすくいいと思います。だからこそ、余計いい意味で可能性があるのかなと。

あと、これだけ数が大きくなってきて、これで委員会のほうでこういうふうにするのがいいのか、何か、方面の所長さんのところで、ある意味の権限を多少委ねて、ある種の違う形での審議の仕方みたいなものを、規則改正するのかどうか。そういうことをやっていくことによって、また、方面のモチベーションも上がってくるのかなというふうに思います。法との課題があるでしょうから、それは少しまた内部で検討をしていただくのも必要かなと思います。これは私の意見で、また皆さんでいい方法があったら検討していければと。

ほかにございますか。

それでは、いろんなご意見が出ましたので、それを参考にまた今後取り組んでいただきたいと思います。

それでは、教委第71号議案、第72号議案については、それぞれ議案のとおり、承認ということによろしゅうございますか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、議案のとおり承認します。どうもご苦労さまでした。

以上で、公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

特にご発言がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時2分]